

○城里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 12 月 24 日

条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 [この条例](#)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、[別表第 1](#)の左欄に掲げる機関が行う[同表](#)の右欄に掲げる事務、[別表第 2](#)の第 1 欄に掲げる機関が行う[同表](#)の第 2 欄に掲げる事務及び町長又は城里町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 [別表第 2](#)の第 1 欄に掲げる機関は、[同表](#)の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、[同表](#)の第 3 欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 [前 2 項](#)の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、[別表第 3](#)の第 1 欄に掲げる機関が、[同表](#)の第 3 欄に掲げる機関に対し、[同表](#)の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必

要な[同表](#)の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、[同表](#)の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 [前項](#)の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

[この条例](#)は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	城里町医療福祉費支給に関する条例(平成17年城里町条例第98号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	城里町特定公共賃貸住宅管理条例(平成17年城里町条例第146号) による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	城里町営徳蔵住宅設置条例(平成17年城里町条例第156号) による徳蔵住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	城里町奨学資金貸与条例(平成17年城里町条例第79号) による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	幼稚園就園奨励費補助事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	城里町医療福祉費支給に関する条例 による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	城里町特定公共賃貸住宅管理条例(平成17年城里町条例第146号) による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	城里町営徳蔵住宅設置条例(平成17年城里町条例第156号) による徳蔵住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	城里町奨学資金貸与条例	町長	住民票関係情報又は地方税関

	による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの		係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報, 地方税関係情報, 生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	城里町幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの